

2024文議第1201号
令和7年2月7日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (7件)	第35号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第36号	核兵器禁止条約の批准を求める請願
	第37号	文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらせず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願
	第38号	「住民投票」条例を制定するよう求める請願
	第39号	「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することを求める請願
	第40号	文京区の子育て支援施策を反映した施設整備の推進と、関係部門の連携強化を求める請願
	第41号	文京区における「区と区民の協働」と「こどもの意見の反映」の推進を求める請願
厚生 (1件)	第42号	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
建設 (5件)	第43号	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
	第44号	解体事業者や建築事業者等において、必要に応じて区に工事車両の「通行認定」を申請すること、警察署に「道路使用許可」を取得することをきめ細かく注意喚起することを求める請願
	第45号	防災の為に区内道路に関する法令の遵守を求める請願
	第46号	区の設置・運営する「音を発する施設」に関する、近接住民及び近接図書館・保育園等利用者を対象とするヒアリング調査及び騒音調査の実施を求める請願
	第47号	100年先を見据えた都市計画の視点を持ち、公園の適正配置と公平性に最大限配慮した「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりを求める請願
文教 (5件)	第48号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第49号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第50号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
	第51号	区内の歴史的建物を生かしたまちづくりの更なる推進を求める請願
	第52号	「竹早公園・小石川図書館一体整備」で、改めて子どもの意見をしっかり聞くアンケートや子ども向けのワークショップ開催を求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 5 日 第 35 号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省が昨年行ったギャンブルに関する実態調査結果によると、成人の1.7%がネット利用のギャンブル依存症の疑いがあると発表。闇バイトに応募した3人に1人がギャンブル依存症との報告（全国ギャンブル依存症家族の会）もあります。闇バイトに応募し、凶行に及んだ若者が「ギャンブルの借金を返したかった」と述べていたとの報道もありました。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 5 日 第 36 号
件 名	核兵器禁止条約の批准を求める請願
請 願 者	神奈川県横浜市青葉区 あざみ野一丁目 27 番 1 号 E303 文京革新懇 代表世話人 奥 長 弘 三 外 13 名
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

人類史上初めて核兵器を違法化する国際法、核兵器禁止条約、が2021年1月に発効され4年が経ちます。その間、核兵器禁止条約は署名94カ国、批准73カ国となり、国連加盟国の3分の1以上にも広がりました。今年3月には第3回締約国会議が、4月にはNPT再検討会議準備委員会が開催されます。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。日本被団協は被爆者自らの体験をもとに核兵器が悪であること、人類が核兵器と共存しえないことを長年にわたり世界に訴え続けたことが評価されました。授賞式での田中熙巳代表委員の講演は大きな感動を呼び、その信念は聞く人の胸を打ちました。「人類が核兵器で自滅することがないように!!そして、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張らしましょう!!」と強く呼び掛けて結びました。

今年2025年は被爆80年です。唯一の戦争被爆国として、日本はアメリカによる核の傘から脱して、自ら核兵器禁止条約へ署名・批准し、核兵器廃絶の先頭に立つよう求めるものです。

文京区は1983年に「非核平和都市宣言」を行っています。この宣言の立場から世界に目を向け、今こそその役割を認識し実践することが求められています。

地球上から核兵器を廃絶していくために、唯一の戦争被爆国である日本が一日も早く、核兵器禁止条約へ署名・批准し締約国となるよう、国へ働きかけることを強く求めます。

請願団体

文京革新懇

白山・千石9条の会

本郷・湯島9条の会

新日本婦人の会文京支部

東京保健生活協同組合

全国年金者組合文京支部

文京原水爆禁止協議会

文京母親大会連絡会

東京土建一般労働組合文京支部

文京区職員労働組合

文京区労働組合協議会

改憲NO！文京アクション

文京区労働組合総連合

文京区原爆被爆者の会

請願事項

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を批准すること。
- 2 日本政府は第3回締約国会議（2025年3月）にオブザーバー参加すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第37号
件 名	文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、 区民からの意見聴取で終わらず、政策・施策に反 映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める 請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区には「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手續に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめています。

しかし、文京区としての「区民参画」の明確な定義が定められておらず、「区民参画」と「区民参加」が必ずしも区別されず、また、単に区民からの「意見聴取」のみを以て「区民参加」とするような動きも感じられます。

文京区では「パブリックコメント制度」も「区民参画」のひとつに位置付けていますが、他の自治体（例えば練馬区）では「区民意見反映（パブリックコメント）制度」という名称を使い、区民から「意見聴取」した後、「反映に努める」こと、「説明責任を果たす」ことを強調していることから、文京区との違いが見て取れます。

そこで、「区民参画」に関し、区において「区民参画」の定義付けをした上で、「意見聴取」だけで終わらせず、区民からの意見・要望を政策・施策に「反映するよう努め」、反映できない（しない）場合はその理由をはっきり区民に伝えて「説明責任を果たす」よう、区に働きかけていただきたく貴議会に下記のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 「文の京」を標榜し、「協働・協治」を理念とする自治体として、「区民参画」の定義を明確に定め、多くの子どもたちも含め区民と共有するようにしてください。
- 2 文京区の「区民参画」の定義（あるいは概念）の中に、「区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映するよう努める」といった努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください。
- 3 子どもたちも含め区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映できない場合は、どうして反映できないか、理由を明らかにし、行政としての説明責任を果たすよう努める旨の努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 5 日 第 38 号
件 名	「住民投票」条例を制定するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

区民の間で様々な意見の対立や衝突があった際、その解決の道筋を付けるひとつの手段として、「住民投票」を実施するよう請願や陳情をしようと思っても、調べたところ文京区では平成16年12月に「文の京」自治基本条例が制定（平成17年4月1日から施行）され、（住民投票）として第39条第1項で「区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる」、第2項で「住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」としているのに、施行から20年経過しても同第2項に基づく「住民投票」条例が制定されていないことが判りました。

区民としては「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」の理念の実現に向け、できるだけ早く「住民投票」条例を制定していただきたく貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例第39条第2項において「住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」とあるので、ぜひ条例を制定してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第39号
件 名	「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりでは、現在5面ある「竹早テニスコート」をどうするかについての判断が議論されていますが、竹早テニスコートだけを単独で議論するのではなく、文京区全体のスポーツ振興策の観点から、より広い視点で「テニスコート」のあり方を検討することが必要と考えます。

例えば、豊島区には区営のテニスコートが12面あるとされていますが、そのうち6面は埼玉県内に設置された施設です。一方、文京区内のテニスコートは9面と、区内に限れば豊島区を上回っています。ただ、この数字だけで結論を出すのではなく、区内外の状況や区民の利用実態も踏まえた議論が求められます。

また、目白台運動公園のフットサルコートを手スコートと兼用にする案や、同公園内に新たにテニスコートを増設する可能性の検討も一つの方向性です。さらに、豊島区のように区外にテニス施設を確保する案も視野に入れ、幅広い選択肢を排除しない柔軟な検討が望まれます。

スポーツ振興策の一環として、文京区全体でのテニスコートの配置や利用方針を丁寧に整理した上で、竹早テニスコートを考えるべきです。これにより、竹早テニスコートの議論を区全体のスポーツ環境をより良くする方向へと発展させることが期待できます。

そこで下記を区に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第40号
件 名	文京区の子育て支援施策を反映した施設整備の推進 と、関係部門の連携強化を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では現在、子ども家庭部子育て支援課が中心となり、(仮称)「こどもの権利に関する条例」の策定と、令和7～11年度を対象とした「文京区子育て支援計画」の策定が進められています。

「こどもの権利に関する条例」の基本的な考え方(骨子)では、「こどもの居場所づくり」として、区、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設が連携し、こどもが遊び、学び、安心して過ごせる居場所を確保することが重要とされています。また、文京区子育て支援計画(中間のまとめ)においても、区民の声として「子どもたちが安心して遊べる公園や児童遊園の整備」が強く求められています。

しかし、区内の各施設整備計画を検討する際、これらの方針が十分に反映されているとは言い難い状況です。施設の利用方針や計画案において、地域全体のニーズを踏まえた柔軟な調整が求められています。

そのため、今後の施設整備においては、子育て支援施策や「こどもの権利に関する条例」の理念をより確実に反映し、関係各課が緊密に連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長を支えるための施設整備を進めることが必要です。

施設整備を行う際には、限られた敷地を最大限に活用し、子どもの遊び場や広場、スポーツ施設の整備をバランスよく行うことが求められます。すべての世代が公平に利用できる施設の在り方について、地域住民の意見を尊重し、合意形成を丁寧に進めることが不可欠です。

こうした課題を解決し、子どもの居場所づくりを実現するため、貴議会から区に対し下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区内の施設整備計画の策定に当たり、文京区子育て支援計画(中間のまとめ)および(仮称)こどもの権利に関する条例の基本的な考え方(骨子)を十分に反映させるため、所管する課と子ども家庭部子育て支援課がさらに緊密に連携し、より包括的な視点で計画策定を進めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第41号
件 名	文京区における「区と区民の協働」と「こどもの意見の反映」の推進を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

1. 文京区の「都市計画マスタープラン」では、まちづくりにおける「区民と区の協働」が謳われています。また、文京区は令和8年に「(仮称) 子どもの権利に関する条例」を施行する予定ですが、その基本理念を示す「こども基本法」は第3条で、「全てのこどもは、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもは、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」を掲げています。

2. それなのに、文京区では、住民（こどもを含む）の意見が区政に反映されていないように感じます。一部の人の利益を優先するかのような政策が多く、多くの区民が知らない間に進行している事例に触れ、区民が置き去りにされた思いを強く感じたことがありました。例えば、竹早公園・小石川図書館一体的整備計画の事例です。

(1) この計画の担当課の一つであるスポーツ振興課は、令和5年1月23日付で竹早テニス倶楽部に対して竹早公園再整備に関する希望について伺いを立てており、これに応える形で令和5年2月10日付に同倶楽部が出した要望書は、その後区がまとめた計画の「中間のまとめ」中の図面にほぼ現実化しています（竹早テニス倶楽部の要望書と「中間のまとめ」の一致度の高さについては、第1回区民ワークショップでスポーツ振興課長も認められました）。

(2) これに対し、令和5年5月末から6月初めにかけて行われた窪町小学校と第一中学校の児童・生徒を対象とするアンケートは、内容に偏りが見られましたので以下に具体例を挙げます。「公園が新しくなること」は示されましたが、テニスコートの面数についての質問はありませんでした。「公園面積のうちスポーツ施設の面積は法律で50%までと定まっていること」「現在テニスコート5面で43%を占めていること」（すなわち「再びテニスコート5面を整備すれば他のスポーツ施設は設置できないこと」）が示されなかったため、こどもたちは「テニスコート5面のままがいいのか、他の施設にするのか」について意見を表明することができていません。

一方で、こどもたちの約3割が「ボール遊びがしたい」「様々な球技がしたい」と答えたことは、拾い上げねばならない明確な「こどもの意見」と言えます。

また、小石川図書館利用者対象のアンケートでは、アンケート用紙や回収箱が来館者の死角に設置され、紙回答で20件、web 回答を併せても数十件の回答しか得られていません（「中間のまとめ」）。小石川図書館の年間利用者数が21万人以上であることに鑑みれば、この回答数がいかに少なかったかが分かります。

3. 「区民の声を聴く」という体で「アンケート」を実施しても、その目的が私達には明確には伝わらない内容だったことは否定しようのない事実です。広報も不十分です。それでは、こどもも含めた住民の意見を聴いて、「区と区民の協働」は望めないし、こどもたちの「意見を聴いてもらう権利」も絵に描いた餅になってしまいます。

4. そこで、区議会に以下の通り求めます。

請願事項

1 まちづくりに関して、特に、公園や図書館のような公共施設の整備については、「区民と区の協働」を達成するために、住民意見聴収会や周辺住民・学童・生徒へのアンケート調査を行う等の住民参画プロセスを経よう、区議会から区に求めてください。

なお、これらの住民参画プロセスにおいては、

①計画の存在・概要を、行政用語（「一体的」「一定」等）を用いず、こどもを含めた

一般の区民が理解できる平易な日本語で示すこと

②区の意向に誘導することのないアンケート・資料を作成すること

③区民一人一人が合理的思考を基に出した意見を、計画に反映させることを、区議会から区に求めてください。

2 アンケート等の回答結果は、区民の目に触れやすい場所（学校内掲示板、スポーツ施設や図書館への掲示）にて公開することも区議会から区に求めてください。

3 区内でどんなことが行われているのか、区民がかかわれるような政策はあるのか等を、こどもを含む全ての区民に認識しやすい形で提示し、区民が区政に興味を持ちやすい環境づくりを進めるよう、区議会から区に求めてください。

具体的には、下記の実施を区議会から区に求めてください。

①区報の1面の紙面に、実施中・近日実施予定のパブリック・コメント情報を分かりやすく掲載し、住民参画の情報を集約すること

②文京区HPに上記の情報を集めたページをHPトップ画面の見やすい場所に設置すること

③文京区HP上に区民の声とは別に「こどもの意見」募集のページを作成し、これへの入り口をHPトップ画面の見やすい場所に設置すること

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 5 日 第 42 号
件 名	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善 を求める請願書
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。

2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額7万円の賃金格差を埋めるにはほど遠い内容であり、介護事業所の経営困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。さらに訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が1.5倍を超えるなどこのままでは介護の担い手がなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき（請願事項1～4）、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書を提出してください。

一方介護保険制度の運用主体（保険者）は文京区が担っています。区内のサービス事業者（居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス）の実態を把握・分析・公表をして、行政として必要な財政等の支援や必要な助言を強化してください。

倒産や廃業により文京区の介護サービスが後退することのないよう、必要な措置を講じてください（請願事項5）。

【請願事項】

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用者負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しをやめること。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全国平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 5 文京区は保険者として、区内のサービス事業者の運営継続を支援し、区の一般財源の活用等を含めた介護従事者の処遇改善の策を講ずること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第43号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める 請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。「まちづくり活動の支援策」があるとはいえ、「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」、一般的な「協議会への支援」しかなく、世田谷、練馬、目黒区のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校や図書館の建て替えや、公園再整備を巡っては、「子どもや若者を含め広く住民意見を聴く仕組みが制度として整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」「区と区民のみならず、子どもや若者を含めた地域住民の間における情報共有のあり方や理解に偏りや濃淡がある」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調査・研究し、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討するスキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り、専門家や区民による検討を十分に行いまちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例を目指すものです。

国内外ではまちづくりの手法として、子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、フランスでは都市計画やまちづくりにおける「コンセルタシオン」の手法が効果を上げていると伝えられています。

現状の制度や仕組みをさらに発展させ、先に挙げた自治体並みに支援策を充実させながら、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするために、まずは調査・研究してください。

また、この基本条例は区に置いて喫緊の課題が持ち上がってきた時にすぐ整えられるものではなく多様なステークホルダーの意見を聴きながら時間をかけて熟議する必要があることから、地道に手法や仕組みの調査・研究を積み重ねるべく区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような仕組みを整えるため、「文の京」の新たなまちづくりの手法を調査・研究してください。
- 2 まちづくりや公共施設の再整備等において、子どもや若者を含めて幅広く区民の意見を聴くとともに、声を上げてない区民の声をどうやって把握していくかの手法や、構想着手前の早い段階から区民への情報提供と対話の場を設け、区民が十分に情報共有し、また意見や要望が取り入れられるような手法などを調査・研究してください。
- 3 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～2における手法の調査・研究を踏まえ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の有効性について検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第44号
件 名	解体事業者や建築事業者等において、必要に応じて 区に工事車両の「通行認定」を申請すること、警察 署に「道路使用許可」を取得することをきめ細かく 注意喚起することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区千石4丁目ではマンション建設を巡り、新たな建築紛争が再び起きています。既存建物の解体事業者、マンション建築事業者の双方において、警察署から「道路使用許可」を取らずにナンバーのないキャタピラー自走式重機を区道で走らせて富坂警察署の警察官が出動する事態になったほか、区に「通行認定」せずに大型工事車両で周辺区道を縦横無尽に走らせ、地元区民が区に何度も通報する事態が昨年末に起きました。

道路法では「車両の制限（一般的制限値）」が定められ、この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。工事車両がこうした狭い区道を通行する場合、車両制限令第5～7、12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

こうしたトラブルは「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」の適用物件であるか否かを問わず区内のどこでも起き得ます。

例えば、練馬区は区のHPに「車両の通行認定・特殊車両の通行許可」の頁を設け、注意事項等を詳しく載せています（注1）。文京区においても、必要に応じ確実に工事車両が「通行認定」を申請し、「道路使用許可」を得て走行するようきめ細かく注意喚起し、説明するよう区長に働きかけていただきたく貴議会にお願いいたします。

注1）練馬区のHPには「車両の通行認定」の頁に『道路法に基づく車両の制限（一般的制限値）』を超えない車両であっても、道路の幅員と車両の幅との関係によって通行の制限が生じることがあります。それらの道路をやむを得ず通行する場合は、道路管理者から「通行認定」を受ける必要があります。練馬区が管理する道路の通行認定申請は、土木部管理課道路台帳係に申請してください」と記載しているほか、「注意事項」や「申請方法」「通行認定に必要な書類」等について詳しく説明しています。

請願事項

- 1 文京区においてもHP上で、「車両の通行認定」や「道路使用許可」に関する頁を設けるなど、事業者に広く注意喚起するとともに、区民もこうした制度、仕組みがあることを理解できるような工夫を検討してください。
- 2 建築指導課や住環境課の窓口においても、必要に応じて必ず「道路使用許可」を得ること、「通行認定」申請することを促す案内や冊子等を置くようにしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 5 日 第 45 号
件 名	防災の為に区内道路に関する法令の遵守を求める 請願
請 願 者	外 3 名
紹 介 議 員	海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

1. 文京区の細街路の状況

歴史ある文京区には、狭い路地や崖地、坂道、囲繞地（袋小路）が多く存在します。これらは、一面では、文京区ならではの景観を生み出していると言い得ます。

一方、未曾有の災害時の防災力が問われる昨今、細街路の多い地域には区民へ災害時における注意喚起が必要であり、区がその使用状況を把握している必要があり、起こり得る災害のシミュレーションをし、対策が必要です。

東京都の防災都市づくりに関する地域等では、区内にも重点整備地域、不燃化特区とされる場所が複数あります。不燃化特区へのアプローチは勿論、不燃化特区以外にも細街路は区内の至る所にあり、区はその状況把握と必要な注意喚起が必要だと思われます。

そこで、以下のことを求めます。

請願事項

- 1 文京区内42条2項道路、位置指定道路（私道含む）の道路使用状況のリサーチを行ってください。
- 2 細街路の多い地域の等、災害時危険だと思われる地域を特定し、道路の使用状況に法令適合性のない場所に関しては指導してください。
- 3 令和7年4月施行予定の建築基準法改正「4号特例の縮小」では特に細街路の場合、道路拡幅の協力をいただけるよう、区独自の対策をお願いいたします。

以上を、区議会から区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第46号
件 名	区の設置・運営する「音を発する施設」に関する、 近接住民及び近接図書館・保育園等利用者を対象と するヒアリング調査及び騒音調査の実施を求める 請願
請 願 者	外 3名
紹 介 議 員	海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、日常生活における音環境の基準値が定められています。同条例第136条「別表13－音環境」によれば、第1種区域（第一種文教地区を含む）の敷地境界線における基準値は、8～19時が45dB、19～6時が40dBと定められています。また、第2種区域（第一種中高層住居専用地域を含む）では8～19時が50dB、19～6時が45dBですが、区域内の学校・図書館敷地周囲約50mの区域においては、基準値がさらに5dB低減されることになっています。

例えば、竹早公園のある小石川5丁目は第一種文教地区および第一種中高層住居専用地域に指定されており、条例により8～19時は45dB、19～6時は40dB以下の落ち着いた環境が確保されるべきです。文京区が事業を進める際には、これらの基準を遵守することが求められます。

すでに区立中学校のグラウンドでは、条例の趣旨を踏まえ、朝の活動が見直されたと聞いています。しかし他方で、区内には、すでに設置されている施設の「音の影響」により未だに生活に支障を感じる住民が少なからずいます。

また、新たな施設計画に対しても、住民の間で「音」に関する関心が高まっています。

この課題は特定の施設だけの問題ではありません。区全体として統一的なルールを確立し、住環境を適切に守る必要があります。

以上の理由から、区議会に対し、以下の事項を強く求めます。

請願事項

- 1 区が「音を発する施設」を設置・運営する際には、設置計画の段階で、また運営中の施設についても、住民の求めがある場合には、正式な音環境調査を実施することを区議会から区に求めてください。
- 2 区が「音を発する施設」を計画する際には、計画地に近接する住民および近隣の図書館・学校・幼稚園・保育園等の利用者に対し、以下の調査を個別に実施するよう、区議会から区に求めてください。
 - ① 既存施設が発する「音の影響」に関するヒアリング調査
 - ② 計画される施設の「音」に関する意見・要望を把握する為のアンケート調査
- 3 上記1・2の調査結果を、当該施設の近隣住民と共有することを、区議会から区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第47号
件 名	100年先を見据えた都市計画の視点を持ち、公園の適正配置と公平性に最大限配慮した「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	沢 田 けいじ
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

・100年先を見据えた都市計画の視点

現在の建築技術を鑑みれば、次に建設される図書館は優に100年はもつ耐震性・耐久性が想定され、今回の一帯的整備計画で決定される竹早公園の土地利用は、今後100年以上変わることはないでしょう。竹早公園と図書館を合わせた敷地面積は8,193㎡と、中高層住宅市街地の中で極めて貴重な都市空間であり、この利用に関しては長期的視点からの慎重な議論を要します。都市の健全な発展を図る都市計画的な位置づけをまず明らかにし、整備計画策定の前提とすることが求められますが、区が昨年1月にまとめた中間報告ではこの点が全く言及されていません。

竹早公園がある一帯は、都市計画の中でも最も規制の厳しい第一種文教地区に指定されています。文京区が示した指定の目的は「主に、住居系用途地域内に指定し、学校、図書館等の教育文化施設及びこれと一体となった良好な住宅地の環境の形成や保護を図るため、風俗営業関連建築物、ホテル、劇場、マーケット、遊戯場、一定の工場等の規制を行う」こととあり、現状のテニスコートのままではこの目的にそぐいません。また、コートの非営業日および非営業時間帯や、利用のキャンセル（或いは予約枠の一部時間だけの利用）があった場合など、誰も利用できない空間となります。スペースの希少性を考慮すれば、これは大変勿体ない状態であり、これも第一種文教地区の公園に一部競技専用の空間を配するが故に生じる問題と言えます。

・公園の適正配置と公平性について

文京区の公園面積は非常に小さく、23区中19位です（令和4年都公園調書）。さらに、竹早公園の南側一帯には、誰でも自由に利用できる広場や公園が全くありません。この点からも、竹早公園を都市公園として捉え、広域的な適正配置から論ずる必要性は明らかです。近隣に500世帯を超える大規模マンション開発も計画されているなかで、防災の観点からも、竹早公園は極めて重要な都市空間＝オープンスペースです。

近年、市街地のなかの公園のあり方は「使われる公園」にシフトし、国土交通省もさまざまな規制緩和を行なっていますが、竹早公園はテニスコートでほぼ占有されており、子ども達や認可保育園および介護施設の屋外活動には残された狭い空間しかありません。新大塚公園や大塚窪町公園のように、子どもや青少年、親子連れが様々な球技に親しむこともできません。

・公園のなかの図書館と、今日の図書館像

図書館にふさわしい環境という観点では、静かな読書環境を確保することが前提となります。先進事例を見ると、板橋区立中央図書館のように、公園と図書館が連続し、緑豊かな環境のなかに図書館が設置されている例もあります。同図書館では、木々に囲まれた屋外テラスに図書を持ち出して読書することが可能です。近年の新設図書館は、ただ本があるだけでなく、憩いや交流の場としての機能が重要視されており、アメリカにおいて図書館は「屋根のある広場」という位置付けです。屋根のある広場と公園とが連続することで、誰でも自由に利用できるコミュニティの場が生まれます。

バリアフリーの観点からも、図書館は1階が最も重要です。小石川図書館は豊富な音楽資料を貯蔵することで知られますが、期待される役割に応える意味でも、1階にレコード鑑賞等の小ホール（200㎡程度）が求められるでしょう。これらを鑑み、先進事例をもとに考察すると、図書館の建設面積として1,500㎡を確保することが理想です。

高額な費用を投じて豪華な箱物を建てる必要はありませんが、100年というスパンを意識し、図書館と公園を第一に考えた計画を策定することが望まれます。

・図書館の建築面積について

中間のまとめにおいて、図書館の建築面積は都市公園法で定める１２％（９８３㎡）が上限として示されています。しかし、当該敷地の建蔽率は、現図書館敷地の８０％（角地、耐火建築物）と公園の１２％部分にまたがるため、建築基準法では按分による数値の採用が法的に認められており、１，４３３㎡まで拡大可能です。次のワークショップ等での区民への情報提供が望まれます。

・テニスコートについて

現在、竹早公園内には７０年前に造られたテニスコートが５面あり、令和６年の実績では月平均３，６００人、１日あたり１４４人（雨天時を除き稼働実質２５日と仮定した場合）が利用している計算になります。１日の利用者１４４人のために専用の更衣室やトイレ、シャワー室が維持されているうえ、夜間利用時に投光器を利用すれば光熱費もかさむことでしょう。さらに重要な点は、この数字は利用者を区内在住・在勤者限定とするルールを厳格運用する前の値であり、今後適正利用が浸透すれば、利用者数がますます減ることは明らかです。

参考資料として掲載した下記の調査を見ても、成人のテニス人口は減少傾向が続いており、「年１回程度プレイする」と回答した人が全人口の２．６％、「月２回以上」が１．３％、「週１回以上」が０．９％となっています。文京区の成人は約２１万人であり、「月２回以上」を継続的な施設利用者と考えると、２１０，０００の１．３％＝２，７３０人が文京区のテニス人口と推定できます。目白台運動公園の４面も計算に含めると、竹早テニスコートを月２回のペースで利用する区民は１，５００人ほどと考えて良いでしょう。若者のテニス離れやテニス人口の高齢化も指摘されるなか、竹早テニスコートの利用者数が今後増加に転じるとは考えにくいと言えます。

これらの状況を鑑みれば、テニスコートは他のスポーツと設備を兼用できる運動公園内に移設することも考えられます。目白台運動公園に移設する場合、利用頻度の低いフットサル専用コートとの兼用が可能でしょう（豊島区の雑司が谷公園に先進事例があります）。

		調査年（西暦）						
		2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018
実施頻度（％）	年1回以上	3.3	3.9	3.8	2.9	3.0	3.3	2.5
	月2回以上	1.5	1.7	1.9	1.4	1.5	1.7	1.3
	週1回以上	0.9	1.4	1.4	1.1	1.2	1.4	0.9
住民基本台帳の20歳以上人口（人）		102,636,961	103,387,474	103,824,522	103,973,831	103,811,681	103,888,078	103,708,284

注1)図の人口は住民基本台帳の成人人口に実施率を乗じて算出

注2)「年１回以上」は「月２回以上」、「週１回以上」も含む。また、「月２回以上」は「週１回以上」も含む。

笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」（2006～2018）より作成

さらに付け加えれば、区営テニスコートの利用を区民に限定しているのは、東京２３区中、文京区を含む６区のみであり、文京区民は隣接する新宿区や豊島区、台東区など、他区のテニスコートを利用することもできます。今日テニスコートは、区内に限定して考えるのではなく、２３区全体で検討する施設となっています。例えば、豊島区が運営する１２コートのうち６コートは埼玉の入間郡に、渋谷区の１１コートのうち６コートは世田谷の二子多摩川にあり、区を超えた広域施設と位置付けられています。また、仮に区内だけで考えるとしても、公立学校の運動施設の開放などの取り組みも併せて検討されるべきです。区内の運動施設の有効活用を検討し、その中でテニスコートや、子どもたちの球技・屋外活動の場所確保の在り方を検討するのが望ましいと考えます。

以上の議論に基づき、貴議会から区に対し下記を働きかけていただきたく、お願いいたします。

請願事項

- 1 計画策定の前提として、中間のまとめでは当該敷地に関わる都市計画法や建築基準法の解説は示されていますが、貴重な8,193㎡の都市空間に対し、区全体を見通した公園の適正配置、公園利用の公平性、防災時の対応、子育て支援、あるいは第1種文教地区等の都市計画の観点からみた竹早公園の役割や位置付け等は明らかにされていません。区の都市計画行政として竹早公園に求めるものを具体的に提示してください。
- 2 図書館は区民に最も身近な公共施設です。また近年の先進事例は従来の図書館とは大きく異なります。図書館を重視した進め方にするため、まず新小石川図書館の理想像＝基本構想案を策定し、図書館に必要な機能を整理してください。さらに、公園に必要な機能も整理した上で、議論の基礎資料となるたたき台を複数作成し、区民ワークショップに提示してください。
- 3 新図書館の建築面積の上限についてはいくつかの法的な手法があることを提示し、12%のみではなく、都市計画の変更も含めた数値を明らかにして、区民に情報提供してください。
- 4 意見集約にあたっては、単に区民の意見や主張を聴くだけで終わらず、ワークショップ等で出された意見や主張がどのように計画に反映されるのか、その検討プロセスを示してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第48号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文部科学省は昨年10月31日に2023年度の小中学校の不登校児童数が34万6482人（前年比4万7000人増）にのぼり、過去最多を7年連続で更新したと発表しました。小学生は13万370人（全体の2.7%）、中学生が21万6112人（全体の6.7%）といずれも増加する異常な状況です。文京区においても2023年度小学校184人、中学校202人と全国同様の増加傾向を示している事は放置できません。また、いじめも過去最多を更新し、身体的被害や長期欠席などに繋がる「重大事態」は1306件と初めて千件を超えました。これらを見ても、学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明白です。

これらの不登校実態の背景には競争的な教育があると専門家からの指摘もあります。また、授業時間の詰め込み問題（一日の授業時数が多いこと）など、子どもに寄り添い声を受けとめる教員の多忙化が大きな社会問題になっています。精神疾患等による休職者が2021年度過去最多になるなど深刻な事態です。文京区でも、2023年度欠員56名に対し補充は正規6名・非常勤42名と8名不足のままでした。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ入り凌いだとの報道がありましたが、文京区内でも同様な事態が発生しているとの報告があります。

国は子どもの減少を理由に8759人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は2035年度まで続く見込みです。国の方針・基準に合わせていると現場実態から大きくかい離する危険があります。

学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることは急務です。

また、各地の自治体では、35人学級への法改正を受け、自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れになっています。文京区でも独自の取り組みで子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任であるとして、少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし、35人学級を中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、中学校2年生以上も35人学級にするよう都に求めること。また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校2年生以上も35人学級にすること。
- 2 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
- 3 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を開始すること。
- 4 都に対し学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第49号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2022年、世界の有機農業栽培面積が前年比27%増で過去最高を更新する（日本農業新聞24.3.26）など世界ではオーガニックが拡大しています。有機農業は、農薬・化学肥料に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。地球の土や水や生物多様性の環境を取り戻し、循環型社会を目指すために起こってきた潮流です。EUでは、2030年までに有機農業面積を全体の25%にする目標を掲げています。農水省でも「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業面積を25%にして、化学農薬をリスク換算で50%削減する目標を掲げています。

日本ではオーガニック給食を取り入れる自治体が増加しています。学校給食に有機食材を使用する自治体は、193市町村（令和4年度）あり、前年から56市町村増加しました。有機食材を使用することは、子ども達の健康を守るだけでなく、食や農業、環境に関する関心を高めることにもつながります。オーガニック給食の成功例では千葉県いすみ市がよく知られていますが、大都市部でも取り組みが始まっています。東京都世田谷区や大阪府泉大津市では、有機米を購入して学校給食に提供しており、都市部と産地が支えあう仕組みとしても注目されています。

今、日本農業は危機的状況です。農家の平均年齢は68.7歳（令和2年）で離農が進んでいます。2024年9月5日付の日本農業新聞に「コメ不足のさなか、コメ農家の倒産・廃棄が急増 過去最多を更新へ」と掲載されています。日本の食料自給率は38%ですが、種・肥料・飼料などを海外に過度に依存しています。これらのことを考慮すると日本の「実質自給率は9%」と東京大学大学院の鈴木宣弘教授は試算します。海外からの輸入が滞ると都市部は脆弱で命を守ることができません。この先、都市部では安心安全な国産食材の安定的な確保が難しくなる恐れがあります。学校給食で都市部と産地が連携することが今こそ必要なのです。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%から除草剤グリホサート（商品名ラウンドアップ）が検出されています。グリホサートは世界40カ国以上で禁止や規制されています。医学博士の木村－黒田純子さんは「グリホサートは、DNAのメチル化異常を引き起こし、世代を超えた健康被害を起こす可能性や発がん性が指摘され、健康に重要な腸内細菌叢にも異常を及ぼす」と指摘しています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は自治体の裁量です。安価でリスクのある輸入食材を学校給食で使用するのではなく、国産の安心安全な食材を使用することで子どもの健康を守り、より魅力ある文京区になれるよう取り組んでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、日本の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。
- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分＋補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 5 千葉県いすみ市に文教委員会で視察をして、オーガニック給食を研究するよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第50号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを 求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

東京都内のスーパーマーケットでは、ゲノム編集トマトの販売が開始されています。しかし、ゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、誰もが知らない間にゲノム編集食品を食べてしまう可能性があります。消費者の選択の機会を確保するためには、食品表示は必須です。消費者基本法には消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。残念ながらゲノム編集食品においては、この2つの大切な権利が失われている状態です。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。現在、日本ではトマト、マダイ、トラフグ、ヒラメ、トウモロコシ、ジャガイモの届け出がされています。ゲノム編集食品が人体に与える影響を調べた研究はまだ行われておらず、子ども達が食べて問題が起きないのか誰にもわかりません。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子の1個が壊されると、敵が来たと錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘しています。

EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」と「ゲノム編集食品のトレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。国による安全性審査も行われておらず、まだわからないことが多いゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのです。

東京都内でも2024年12月に三鷹市から「ゲノム編集表示の義務化を求める意見書」が提出されました。同様の意見書は、岐阜県・奈良県・静岡県・兵庫県議会やその他の地方自治体からも提出されています。ゲノム編集の規制と表示を求める署名44万筆（2019年）が提出されたことからわかるように、たくさんの人々がゲノム編集食品に対して不安を持っています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。ゲノム編集食品の場合も、遺伝子組み換え食品と同様に予防原則で慎重に対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集」の食品表示を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第51号
件 名	区内の歴史的建物を生かしたまちづくりの更なる 推進を求める請願
請 願 者	本郷諸井邸を惜しむ会 菅 谷 幸 子 外 3名
紹 介 議 員	依 田 翼 小 林 れい子 浅 田 保 雄
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

このたび本郷四丁目にある『諸井邸』の解体工事が1月27日から始まりました。『諸井邸』は、渋沢栄一の血縁であり、セメント王として名を遺した実業家である諸井恒平により建てられた歴史的建造物です。明治39年にその時代の建築技術の粋を集めて建てられ、明治中期の建築技法を残す貴重な和風建築であることから、『東京都の近代和風建築』（東京都教育庁編集、2009年）にも紹介されています。そして、文京ふるさと歴史館の隣に立地し、区立真砂中央図書館も目の前で、菊坂周辺の街歩きスポットにも近接していることから、史跡として活用するための立地的な利点にも恵まれています。

また『諸井邸』は個人所有の建物ではありますが、その長いファサードは100年以上の長きに渡り町の景観として多くの区民に愛され、親しまれてきました。『諸井邸』の保存を求める電子署名が1月12日から開始されておりますが、短期の署名活動にも関わらず、2月3日時点で1,700筆を超える賛同が集まっており、また、区広報課の『区民の声』にも保存を求める声が多数集まっていることを鑑みれば、『諸井邸』に心を寄せる区民の多さが伺えます。

文京区内には『諸井邸』以外にも多くの歴史的に価値のある建物が存在しますが、そのほとんどが個人所有であり、保存・管理に掛かる多大な手間と固定資産税や相続税などを含む費用の重圧から手放す方も多くあります。例えば駒込『名主屋敷』（1717年築、東京都史跡に指定）も所有者から区は管理を求められるなど、その保存と継承は危機的状況にあると危惧しております。

このような歴史的建物の危機的状況は全国的に顕在化しており、文化庁は「これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要」として平成30年に文化財保護法を改正しています。また、文京区の文化財保護条例においても「文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない」と定めております。

今回の事例を踏まえ、区内の歴史的建物に関する情報を区報等の活用により広く区民に共有することや、区内の歴史的建物について、住民と保存活用の経験者、学術的な研究者等を含め十分に調査を行い、まちづくりの観点も踏まえて文化財の保存及び活用が適切に行われることが、区にとって重要な課題です。さらに、区が行う歴史的建物の保護・活用に努める施策に、区民の興味関心を醸成すべく、区民が参加可能なボランティア等の育成も求められます。その上で、歴史的建物の保存・活用に際しては、協働・協治の観点から、PPP（プライベート・パブリック・パートナーシップ＝公民連携）の構築により、民間企業や大学、NPO等との協力体制を築く方策も必要です。

歴史的建物は、その保存により地域の歴史や文化を後世に継承することができ、また、観光資源として活用することで、地域の経済活性化にも寄与することが期待されます。さらに、地域住民が協力して歴史的建造物を保存・活用することで、地域のコミュニティ拠点や文化拠点としての役割も果たすことができ、シビック・プライドをもとにまちづくりの拠点ともなりうる財産です。

以上により、私たち地域住民も努力を惜しみませんので、以下内容のご検討をお願い致します。

請願事項

- 1 歴史的建物の取得、保護および活用に、区として今までより格段に、積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年2月5日 第52号
件 名	「竹早公園・小石川図書館一体整備」で、改めて 子どもの意見をしっかり聞くアンケートや子ども 向けのワークショップ開催を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 小林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

竹早公園は友達とよく遊ぶし、小石川図書館は本を探して借りたり、友達と勉強したりしている場所で、とても身近な存在です。

去年の春くらいに、「中間のまとめ」というのが出て、またパネル展示会などに出かけて、一体整備のことが少しわかりました。ところが、通っていた小学校で以前参加したアンケートが、この計画づくりのためのものだったと知り、驚きました。また、アンケート結果が区から学校側に伝えられていたことになっていると聞いて、もっと驚きました。

確かにアンケートは、「区からアンケートが来ましたので、思ったことを書いてね」と言われ、紙を出しました。私はボール遊びをしたいという意味のことを書きました。というのは、ボール遊びをするには、囲みに囲われた小さな場所に入るしかないからです。そこは壁打ちテニスなどで大人に使われていることが多く、子どもはなかなか使えません。私の周りでも、ボール遊びのことを書いた人が多かったです。

そして、うちの人に聞いたところでは、アンケートの結果について、区から学校に伝えたと説明されているそうです。でも、私もそうだし、友達もそうですが、その結果について教えられた記憶はありません。もしかしたら、学校のどこかに、レポートの冊子が来たりしていたのかもしれませんが、「皆さんのアンケートの結果が区から届きましたから、関心のある人は、図書室などで資料を見てくださいね」といった話を先生から言われた記憶もありません。少なくとも子どもたちは結果を知らされないままです。

本当は、こういうアンケートをするのはどうしてなのかという、お話の出発点、前提を説明してほしいと思います。たとえば、「一体的に整備しようとしているので、いまの図書館や遊べる場所、テニスコートを全体的にどうしてほしいか、教えてください」と聞いてほしいし、また、何をやりたいかではなく、どんな設備がいいと思っているかとか、子どもの参加の仕方をどうしてほしいと思っているか、を聞いてほしいと思います。私の周りの友達ほとんど、テニスコートが広すぎて子どもの遊ぶ場所、ボール遊びのできる場所がないと思っているので、もし、こういう聞き方をしてくれたら、面積の割合を変えてほしいといった意見がいっぱい出たはずですよ。なので、全体的に不親切なアンケートだし、大人の人にはそんなつもりはないかもしれませんが、少しだまされた感じです。

それでも、今年度、私は学校の都合で参加できませんでしたが、区民の意見を聞く場としてワークショップが開かれたし、今年もワークショップがあると聞いています。そこで、近くの学校や保育園・幼稚園などに通う子どもたちの意見を、今度はもっとわかりやすく説明をしたうえで、「今の状況をどうしてほしいか」「どういう施設がいいと思うか」など、ちゃんとしたアンケートをとって、その内容をまとめてほしいです。また、その中で実現できるもの、難しいものなど、方針についても説明してほしいです。その説明に対するアンケートもまたしてほしいです。

また、子どもの希望者が参加できるイベントを開いたり、各学校に区の担当の人が出かけて出張授業をしたりして、もっとこのことを知らせてほしいです。たぶん、まだ知らない子どもが多いからです。

また、子どもは大人たちと違って、離れたところにある公園や運動施設、図書館に行くのは難しいです。公園の近くにある学校の在校生だけではなく、学校は遠いけど近くに住んでいる子もいるはずなので、そういう子どもたちにも意見を聞いてほしいです。

私たちは選挙の投票はできませんし、大人たちと違って、何百人も参加する署名を集めたりするのは難しいです。でも、たとえば、私が友達何人かと話すと、同じような考

えだったし、窪町小学校だけでも千人くらいいる子どもの多くも、自分たちの声を反映してほしいと思っているはずです。

こども基本法や、区がいま検討している条例の議論でも、子どもに関係する政策について、子どもの意見を十分取り入れることが求められていると思います。ぜひ子どもの声をきちんと聞いて、それを取り入れてください。

請願事項

- 1 周辺の学校の在校生や住んでいる子どもたちを対象に、改めて、よりしっかりとしたアンケートをすることが必要です。その内容をきちんとまとめて広く知らせ、また、その内容についての考え方などについても整理して伝え、それに対する意見をまた募集するといった積み重ねも必要です。そうした努力をするよう、議会から区に働きかけてください。
- 2 子どもたちが議論に参加できる子ども向けのワークショップなどの機会を検討するよう、議会から区に働きかけてください。